

日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナー認定要綱

一般社団法人日本公衆衛生看護学会

1 目的

日本公衆衛生看護学会認定専門家（以下、専門家）として認証されるにあたり、ポイントが獲得できる研修及びセミナーについて認定する要件を定め、会員が専門家として認定申請するに必要なポイントが獲得できる機会を確保し、以って、専門家認証制度が広く社会に普及・定着することを目的とする。

2 研修・セミナーの定義

（1）本学会主催研修・セミナー

本学会及び学会各委員会において企画・実施される研修又はセミナーであって、日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度規程第2条の認証内容に関する能力形成を目的とし、概ね3時間以上でプログラムされたものを言う。ただし、学術集会のプログラムは除外し、企画段階で理事会の承認を得て、日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナーであることを明記した上で個人宛てに修了証を発行することを条件とする。

（2）本学会共催・後援研修・セミナー

他の保健医療福祉関連学会、保健師関連6団体等が主催する研修・セミナーであって、日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度規程第2条の認証内容に関する能力形成を目的とし、概ね3時間以上でプログラムされたものを言う。ただし、事前に理事会の承認を得た上で、案内文に日本公衆衛生看護学会共催あるいは後援であることを明記すること、日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナーであることを明記した上で、主催者側で個人宛て修了証を発行することを条件とする。

3 申請方法

申請を希望する者は、日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度規程を読んだ上で、「日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナー認定申請書」に必要事項を記載し、実施日の3か月前までに事務局に提出する。

4 認定方法

- （1）認定は理事会において決定し、申請者に認定の可否をメールで報告する。
- （2）認定を受けた場合、申請者は、当該研修・セミナーが「日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナー」であることをホームページ、ポスター等で広く周知する。
- （3）認定を受けた場合、受講者には日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナーを修了したことが分かる証明書を各自に発行すること。また、講師に対しても、日本公衆衛生看護学会認定専門家認証制度ポイント加算研修・セミナーの講師を務めたことが分かる書類を発行すること。

5 その他

- （1）参加費を徴収する場合は、予算案及び収支報告書を提出し、研修・セミナー以外に使われていないことを報告すること。

(2023年5月13日)